

ハラスメント防止委員会企画シンポジウム

最近の事例から学ぶパワーハラスメント

話題提供：古田典子#（東京共同法律事務所）

話題提供：葛文綺#（愛知学院大学）

指定討論：金子雅臣#（職場のハラスメント研究所）

司会：芳川玲子（東海大学）

企画趣旨：

日本教育心理学会は学会に関わる全ての人の基本的人権や尊厳を守るため、2011年5月にハラスメント防止委員会を設置し活動をしてきた。その主要な活動の一つにハラスメント予防のための啓発があり、その一環として毎年の総会開催において、ハラスメント防止委員会企画の講演会、シンポジウムを開催してきた。講演会、シンポジウムの企画にあたっては、社会の流れに目を配りつつ、今何を求められているかについて委員会内で意見が交わされ、内容が決定される。第65回総会のハラスメント防止委員会企画について、委員会で討議を重ねた結果、学校（特に大学）で発生しているさまざまな事例からハラスメントについて学ぶこととした。ハラスメントという言葉は今ではいろいろなところで聞かれる。特に2022年4月に労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）が完全実施されるようになってから、職場では無論のこと、大学の中でもたびたび話題になっている。残念ながら、訴訟になった例もある。したがって、ハラスメントについて理解を深めることはとても重要なことである。以上のことをふまえ、ハラスメントの法律上の定義と解釈、ハラスメントと指導の違い、ハラスメントを防止するにはどうしたらいいのかなどなどについて、法律の専門家の立場から古田典子弁護士に、そして大学でハラスメント相談に携わってこられた立場から葛文綺教授に、具体的な事例を紹介していただきながら学ぶ機会としたい。